

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和8年5月18日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止等のため、芦屋市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第2号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

芦屋市長 高 島 峻 輔

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第35条、第40条、第41条若しくは第44条（第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の4第1項（第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第46条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第55条、第77条、第9</p>	<p>（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第35条、第40条、第41条若しくは第44条（第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の4第1項（第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第46条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第55条、第77条、<u>第9</u></p>

改正後	改正前
<p>4条第2項若しくは第3項、第106条第1項若しくは第2項、第110条第2項、第122条第1項、第133条第1項、第134条第1項、第145条又は第152条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項の申告書、第133条第1項の申告書又は第134条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項の申告書、第133条第1項の申告書又は第134条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>2条の6第1項</u>、第94条第2項若しくは第3項、第106条第1項若しくは第2項、第110条第2項、第122条第1項、第133条第1項、第134条第1項、第145条又は第152条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第92条の6第1項の申告書</u>、第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項の申告書、第133条第1項の申告書又は第134条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第92条の6第1項の申告書</u>、第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項の申告書、第133条第1項の申告書又は第134条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第26条の3において「特定配当等」という。</u>）（<u>同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 （略） （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第91条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、<u>その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第92条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第26条の3において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 （略） （軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第91条 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第92条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>

改正後	改正前
	<p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p><u>第92条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u></p> <p><u>第92条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>軽自動車税の課税免除</u>)</p> <p><u>第92条の3</u> 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p>	<p>(<u>環境性能割の徴収の方法</u>)</p> <p><u>第92条の5</u> <u>環境性能割の徴収</u>については、<u>申告納付の方法</u>によらなければならない。</p> <p>(<u>環境性能割の申告納付</u>)</p> <p><u>第92条の6</u> <u>環境性能割の納税義務者</u>は、<u>法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車</u>の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、<u>施行規則第33号の4様式による申告書</u>を市長に提出するとともに、その申告に係る<u>環境性能割額</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者</u>（<u>環境性能割の納税義務者を除く。</u>）は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分</u>に応じ、当該各号に定める時又は日までに、<u>施行規則第33号の4様式による報告書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(<u>環境性能割に係る不申告等に関する過料</u>)</p> <p><u>第92条の7</u> <u>環境性能割の納税義務者</u>が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、<u>10万円以下の過料</u>を科する。</p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p>(<u>環境性能割の減免</u>)</p> <p><u>第92条の8</u> 市長は、<u>第98条第1項各号に掲げる軽自動車等</u>（<u>三輪以上のものに限る。</u>）のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免</u>することができる。</p> <p>(<u>種別割の課税免除</u>)</p> <p><u>第92条の9</u> 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(<u>種別割の税率</u>)</p>

改正後	改正前
<p>第93条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第94条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第95条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第96条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有</p>	<p>第93条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第94条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第95条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第96条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有</p>

改正後	改正前
<p>者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 (略) (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>4 (略) (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第97条 (略) (<u>軽自動車税</u>の減免)</p>	<p>第97条 (略) (<u>種別割</u>の減免)</p>
<p>第98条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、その所有者又はその使用者に対して課する<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p>	<p>第98条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、その所有者又はその使用者に対して課する<u>種別割</u>を減免することができる。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をしなければならない。</p>	<p>4 第1項第2号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をしなければならない。</p>
<p>5 第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>5 第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>	<p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>

改正後	改正前
<p>第99条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第92条の2又は第91条第2項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第92条の2又は第91条第2項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>第99条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第92条の2又は第91条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第92条の2又は第91条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第14条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条におい</u></p>

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><u>第14条の3</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）には、<u>法附則第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>て「<u>居住年</u>」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、<u>法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第26条の2及び第26条の3第1項の規定の適用については、第26条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第14条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第14条の3第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>第14条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第26条の2及び第26条の3第1項の規定の適用については、第26条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第14条の3第1項</u>」と、第26条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第14条の3第1項</u>」とする。</p> <p>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第14条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第14条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条、第25条から第26条の3まで、附則第12条第2項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3第1項</u>、前条及び附則第15条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第14条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条、第25条から第26条の3まで、附則第12条第2項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3第1項</u>、附則第14条の4及び附則第15条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (略)</p>	<p>額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第26条の2及び第26条の3第1項の規定の適用については、第26条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第14条の3の2第1項</u>」と、第26条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第14条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第14条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第14条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条、第25条から第26条の3まで、附則第12条第2項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3の2第1項</u>、前条及び附則第15条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第14条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条、第25条から第26条の3まで、附則第12条第2項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3の2第1項</u>、附則第14条の4及び附則第15条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第4項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第3項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付</p>

改正後	改正前
<p>して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

改正後	改正前
<p>15・16 (略)</p>	<p>15・16 (略)</p> <p><u>第29条の2 削除</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第29条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 兵庫県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第44条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 兵庫県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第29条の5の規定により読み替えられた第92条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽</u></p>

改正後	改正前										
	<p><u>自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)</u></p> <p>第29条の4 <u>当分の間、環境性能割に係る第92条の2の規定は適用しない。</u></p> <p>2 <u>市長は、当分の間、第92条の8の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当する三輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p>第29条の5 <u>第92条の6の規定による申告納付又は同条第2項の規定による報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「兵庫県知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p>第29条の6 <u>市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p>第29条の7 <u>営業用の三輪以上の軽自動車に対する第92条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1262 2040 1386"> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table>		第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5									
第2号	100分の2	100分の1									
第3号	100分の3	100分の2									

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 <u>自家用の三輪以上の軽自動車に対する第92条の4(第3号に係る部分に限る。)</u>の規定の適用については、当分の間、同号中「<u>100分の3</u>」とあるのは、「<u>100分の2</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u>車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に</u>初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に</u>初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に</u>初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に</u>初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別</p>

改正後	改正前
<p>号ア(ウ)中「6, 900円」とあるのは「3, 500円」とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が付則第30条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第94条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし</p>	<p>割に限り、同条第2号ア(イ)中「3, 900円」とあるのは「2, 000円」と、同号ア(ウ)中「6, 900円」とあるのは「3, 500円」とする。</p> <p><u>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア(ウ)中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が付則第30条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第94条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者</p>

改正後	改正前
<p>て、軽自動車税に関する規定（第96条及び第97条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項及び附則第14条の3第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項及び附則第14条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第34条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ</p>	<p>とみなして、軽自動車税の<u>種別割</u>に関する規定（第96条及び第97条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第34条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項及び附則第14条の3第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項及び附則第14条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項及び附則第14条の3第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項及び附則第14条の3第1項</u>中</p>	<p>る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、<u>附則第14条第1</u></p>

改正後	改正前
<p>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項及び附則第14条の3第1項の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項及び附則第14条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>項、<u>附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項及び<u>附則第14条の3第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項<u>及び附則第14条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第40条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項及び<u>附則第14条の3第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項<u>及び附則第14条の3第1項</u>中「所得</p>	<p>第40条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1</p>

改正後	改正前
<p>割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項及び<u>第14条の3第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項<u>及び第14条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところ</p>	<p>項、<u>附則第14条の3第1項</u>及び<u>附則第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、<u>第14条の3第1項</u>及び<u>第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、<u>第14条の3第1項</u>及び<u>第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところ</p>

改正後	改正前
<p>による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項及び第14条の3第1項の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項及び第14条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項及び第14条の3第1項の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項及び第14条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第4</p>	<p>による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、<u>第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、<u>第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、<u>第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、<u>第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u>中</p>

改正後	改正前
<p>0条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項及び第14条の3第1項の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項及び第14条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、<u>第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段、第26条の2、第26条の3第1項並びに附則第14条第1項、<u>第14条の3第1項及び第14条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止等のため、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

(1) 軽自動車税

ア 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割の名称を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。

(第8条、第10条、第91条、第92条及び第92条の3から第99条まで並びに附則第29条の3から第30条まで及び第32条並びに改正附則第3条関係)

イ 現行、軽自動車税種別割において講じている、燃費性能等の優れた三輪以上の軽自動車（新車に限る。）に係る特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。（附則第30条関係）

(ア) 電気自動車・天然ガス自動車に対して、税率を概ね100分の75軽減する措置の適用期間を2年延長する。

(イ) 営業用乗用のガソリン・ハイブリッド車に限り、税率を概ね100分の25軽減する措置を適用期間の終了により廃止する。

(2) 個人市民税

ア 自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等（特定大口株主配当等）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該配当額を総所得金額に含むこととする。（第19条関係）

イ 住宅の取得等をして令和7年12月31日までに居住の用に供した場合の住宅借入金等に係る個人住民税における住宅ローン控除について、所得税の基礎控除の額の引上げの影響を及ぼさないようにするため、控除限度額の算

定方法の見直しを行う。（附則第14条の3関係）

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和8年4月1日

(2) 軽自動車税に関する経過措置

改正後の軽自動車税に係る規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、施行の日前の軽自動車税環境性能割及び令和7年度分までの軽自動車税種別割については、なお従前の例による。